

第5回 船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について

■序論第2章第1節の2「環境問題の重要性の高まり」について (P6)

第2回審議会において、序論第2章第1節の2「環境問題の重要性の高まり」について、北澤委員より素案の内容が従来型の議論となっている旨の指摘を受け、専門的な見地から修正案をいただくこととなっていました。今回、そのご提案をいただきましたのでご紹介いたします。内容については、現在、所管課を含めて調整中です。

- 修正のポイントは以下の通り。
 - ① 近年の環境問題が旧来の公害型から、温暖化や生物多様性のような地球環境問題へと変化してきたことを追加し、その解決のために低負荷・資源循環・自然共生型の社会を目指した取り組みが必要であるという文脈に修正した。
 - ② 都市特有の環境問題について追加した。
 - ③ 船橋にはどのような自然があるか、その自然が今どのような脅威にさらされているかについて追加した。
- ご提案いただいた文案は以下の通り。素案と異なる主な部分に網掛け。

北澤委員修正文案

近年の環境問題は、ローカルで利害関係の明白な公害型の環境問題だけでなく、地球温暖化や生物多様性の劣化といったグローバルで利害関係が見えづらい地球環境問題へと広がっています。人口増加や都市化、また地域文化の衰退など、人間社会の急速な変化は地球環境問題を深刻化させ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムでは将来的に持続可能な社会を築くことは極めて困難だという認識が国際的に広がっています。これらの問題解決のためには、環境を軸とした経済活動による低負荷・資源循環・自然共生型の社会を目指した取り組みが必要とされています。

こうした状況の中、人口60万人を超える本市では、上述の問題に加えて大気汚染等の公害やヒートアイランドといった都市特有の環境問題も抱えています。これまで本市は、環境負荷の低減に向けて、効率的なごみ収集・処理体制の整備、市及び関連機関におけるエコオフィスプランの推進など、省エネ・省資源・廃棄物削減のための取り組みを推進してきました。さらに、良好で快適な生活環境の形成のため、地域環境（大気・水質・土壌等）に対する監視体制の強化・確立にも努めてきました。今後もこうした取り組みを継続・強化し、環境負荷の少ない地域社会づくりに取り組んでいかなければなりません。

恵み豊かな東京湾に面し、水と土壌に恵まれた谷津の入り込んだ下総台地等からなる本市には、数千年の昔から多くの人々の暮らしが営まれてきました。現在でも、北部の谷津田や斜面林から東京湾の貴重な干潟である三番瀬やのり・あさりの漁場に至る自然が残されています。しかし、これらの自然は市街地の拡大や外来生物、水質汚濁など様々な脅威にさらされています。残された自然を活かし、生物多様性の保全・再生を進めるため、本市では、近隣自治体と連携した三番瀬の保全・再生や、「緑の基本計画改定版」に基づく緑の保全と創出、「環境共生まちづくり条例」

による開発等の規制・誘導などに取り組んできました。今後、こうした取り組みを一層強化するとともに、環境保全や環境教育活動への市民参加機会の拡大や活動団体への支援の充実などを進め、市と市民が一体となって自然と調和した生活環境を守り育むことが必要です。

■分野別計画第2章 政策1 基本施策2「豊かなみどりの保全と創出」について（P74）

<指摘事項>

2 追 加 ①	北澤委員	2-1-2 施策5本文について、「自然林」を「樹林地」と言い換えてはどうか。
2 追 加 ②	北澤委員	2-1-2 施策5について、里山がどういうものかわかりにくい。本文1行目「良好な景観に寄与する里山・斜面林」という部分を、「良好な景観に寄与する里山の谷津田や斜面林」と言い換えてはどうか。
2 追 加 ③	北澤委員	2-1-2 施策5 主要事業「里山の保全」について、取り組みの内容がわかりにくい。「多様な主体との連携による里山等の保全・管理の推進」というように具体的に記述をしてはどうか。

<補足説明>

- 「里山」については、現行基本計画及び現在策定中の環境基本計画に記載のない新しい概念であり、市としての取り組みを含めて庁内調整が必要な状況である。現状では、市は、森林整備をする森林ボランティアの養成等を行っている。

<対応方針>

- ご指摘への対応の方向性としては、以下のものすべてが想定されます。
 - ① 「自然林」については、ご指摘の通り、施策内容が自然林のみではないため、「樹林地」と言い換える。
 - ② 施策5本文1行目「良好な景観に寄与する」の後に続く言葉は「里山」のみとし（斜面林を削除）、「里山」の定義を明確にした上で、脚注を付する。
 - ③ 主要事業「里山の保全」については、具体的でわかりやすい表現とするため、「森林ボランティア等による里山の保全の促進」と言い換える。
- こうした方向性での対応の是非について、審議会でききつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第2章 政策1 基本施策3「自然と共生したまちづくり」について（P76～77）

<指摘事項>

3	北澤委員	2-1-3-1 生物多様性の確保については、「生物多様性地域戦略」の策定自体を目標の中に組み込んでいけばよいのではないかと。 また、2-1-3 全般について、生物多様性や自然環境に関連する内容が不十分である（変更文案の提出あり）。
---	------	--

<変更文案>

<p>《現状と課題》</p> <p>市内では樹林地や農地、干潟等の動植物の生息・生育場所が都市化の進行に伴い減少しているだけでなく、環境汚染や外来生物の侵入、気候変動などにより生息・生育環境の質が悪化しており、確認された動植物の種数も減少しています。こうした状況の中、生物多様性や生態系の多面的機能を保全・再生していこうという動きが全国的に高まっており、本市においても「ふなばし三番瀬クリーンアップ」など、市民とともに三番瀬の保全・再生を図る取り組み等を進めています。また、環境と共生した自然豊かな街づくりや景観に配慮したまちづくりを進めるため、環境共生まちづくり条例等に基づき開発等の規制・誘導を実施しています。</p> <p>豊かな生物多様性と自然の恵みを未来へつないでいくためには、市内に残された樹林地や農地、干潟など多様な動植物が生息・生育できる場を保全するとともに、その環境の質の維持・回復を図っていくことが求められています。</p> <p>また、生物多様性に富んだ三番瀬を未来に引き継ぐため、三番瀬の保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体（市川市、浦安市、習志野市）との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。</p> <p>さらに、今後も自然と共生したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で取り組んでいくことが必要です。</p> <p>《基本方針》</p> <p>[めざすべき姿]</p> <p>市民、事業者、行政の協働により、樹林地や農地、干潟などの貴重な自然が保全・再生され、人と自然が共生したまちづくりが実現されている状態</p> <p>[施策の方針]</p> <p>人と環境が共生した自然豊かなまちづくりを実現するため、生態系の持つ多様な機能の価値に配慮して、生物多様性の保全・再生に向けた取り組みや、東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬の保全・再生を行うとともに、「環境共生まちづくり条例」等に基づく環境と調和したまちづくりを目指します。</p> <p>さらに、健全な生態系を保全・再生・復元するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、広域的な連携にも配慮しながら、動植物の生息・生育空間を適切に配置したエコロジカル・ネットワークの形成に取り組めます。</p>

《施策の方向》（全文改稿）

施策1）生物多様性の保全・再生

市内における生物多様性の保全・再生を図るため、生物多様性情報の整備に向けた自然環境調査を定期的実施します。また、希少な動植物の保護や外来生物対策等によって健全な生態系の維持に努め、生態系の多面的機能を活かすために樹林地や農地の保全・整備を進めるとともに、市民や事業者への情報提供や協働の取り組みなどを進め、多様な主体による取り組みの推進を図ります。

（地域戦略について記載する場合について）

また、本市の自然環境にあわせた生物多様性の保全・再生のランドデザインを描くとともに、目標達成への取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法（2008）に基づく生物多様性地域戦略の策定やその他の法律や条例の活用等について検討します。

＜補足説明＞

北澤委員よりご提案いただいた内容につきましては、変更の意図や語句の意味などについて、北澤委員に個別に確認させていただいております。その内容と所管課等の見解を踏まえ、補足説明をさせていただきます。

《現状と課題》について

- 北澤委員から、『湿地』という言葉について、『農地、干潟』と言い換え、特に生物多様性保全上注目すべき場所を強調するべき』というご提案をいただいたが、言い換えてしまうと、谷津田や川辺・河川の源流部などの陸域の湿地がイメージしにくくなるという懸念がある。また、「農地」には水田・畑・果樹園が含まれ、畑地や果樹園は生物が生息する場とは考えにくいことから、水辺を意味する広い概念である「湿地」の方が望ましいと考える。これに対し、北澤委員からは、「湿地といったときに干潟、河川、水田、湧水などをすべてイメージできるかについて懸念がある」とのご指摘をいただいている。
- 北澤委員から、「気候変動が動植物の生息・生育環境の質を悪化させている」というご指摘をいただいたが、地球温暖化による動植物への影響については国等により公表されているが、本市における影響は調査が行われていないため、不明である。全国的なことと本市に関わる部分を書き分けるとともに、現に発生していることと今後予想されることを書き分けた上で、記載する。
- 北澤委員から、「市内において、環境汚染が生育・生息環境を悪化させている」というご指摘をいただいたが、市としては、市内の環境汚染は改善されてきていると考えている。

[めざすべき姿] について

- ご提案の内容は、『緑』という表現は都市計画においてよく使われているが、人間を主体とした言葉であること、また、「水辺」という言葉が抽象的な表現であることから、船橋市として保全したいと思っている場所を具体的に明示した方がよい』というもの

である。

[施策の方針] 《施策の方向》施策 1 について

- 北澤委員から、『生物多様性の確保』を『保全・再生』と言い換える」というご提案をいただいたが、陸域においては再生の前にまず「確保」が必要であるという考えから、現在見直し中の環境基本計画（平成 23 年度～）では「確保」という表現を用いる予定である（三番瀬については「保全・再生」）。

《施策の方向》施策 1 について

- 自然環境調査についてはこれからの施策と考えており、どのような調査をどのような間隔、頻度で行うかについても今後の検討事項となっているため、基本計画で「定期的に」と記述をすることは難しい。
- 北澤委員からご提案いただいた施策本文 2 行目「また、～」に記載されている生物多様性の確保のための取り組みについては、環境基本計画との整合を図る必要がある。
- 生物多様性地域戦略については、今後必要なことと考えるが、市としては生物に関連する直接的業務が少ないことや情報提供等の環境が十分に整っていないことから、現時点で基本計画に明記することは難しい。しかしながら、後期基本計画期間内の実施計画に記載することを含めて検討課題としたいと考えている。

※生物多様性地域戦略とは

平成 20 年 6 月に公布・施行された生物多様性基本法は、第 5 条に「地方公共団体の責務」を規定している。また、第 11 条で「生物多様性国家戦略の策定等」についてその義務を規定し、第 13 条で「生物多様性地域戦略の策定等」について努力義務を規定している。

◆生物多様性基本法

第 5 条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 11 条（生物多様性国家戦略の策定等）

政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

第 13 条（生物多様性地域戦略の策定等）

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

国では、この生物多様性基本法に基づき、平成 22 年 3 月 16 日に「生物多様性国家戦略 2010」を策定。通算して第 4 次となる戦略を策定しているのは、生物多様性条約の 193 の締約国の中でも初めての例である。

生物多様性地域戦略については、平成 22 年 9 月末時点で 12 の道・県・市が策定。具体的には、北海道、栃木県、埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、流山市、高山市、名古屋市、北九州市。なお、千葉県は、平成 20 年 3 月に「生物多様性ちば県戦略」を策定。

<対応方針>

- ご指摘への対応の方向性としては、以下のものが想定されます。

《現状と課題》について

- 「湿地」を「農地、干潟」と言い換えた部分については、「湿地」という言葉の後に「(干潟、川辺、水田、湧水等)」というような例示を追加する。
- 環境汚染、外来生物の侵入、気候変動による動植物の生息・生育環境の質の悪化について、全国的な傾向と市内の傾向、現に発生していることと今後起こりうることを書き分けて追加する。

[めざすべき姿] について

- 「水辺や緑」を「樹林地や湿地」と言い換える。

[施策の方針] 《施策の方向》施策 1 について

- 「生物多様性の確保」という表現については、環境基本計画と合わせ、「確保」のままとする。

《施策の方向》施策 1 について

- 生物多様性の確保のための取り組みについては、環境基本計画との整合を図った上で、希少な動植物や外来生物等に関する調査及び情報提供、樹林地や農地の保全・整備、市民や事業者との連携による取り組みについて記載する。
- 「生物多様性地域戦略」を策定していくことを明記することは、現時点では難しいことから、追加しない。但し、後期基本計画期間内の実施計画に記載することを含めて今後の検討課題とする。
- 今後の実務においては、県の「生物多様性ちば県戦略」を踏まえつつ、生物多様性の確保において市が果たすべき役割を検討し、明確化していく。

こうした方向性での対応の是非について、審議会でききつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第6章 政策3 基本施策1「男女共同参画社会の形成」について（P168）

<指摘事項>

4	有馬委員	6-3-1 全般について、対症療法的で、船橋市が何をしたいのかが見えない。表現も含めて、指標を打ち出すことが必要ではないか。 <u>女性の管理職への登用については仕事と生活の調和の推進体制の整備の検討も含めて、促進が図られるよう期待したい。</u> <u>今後の計画期間においてどこまで努力するのかという積極的な姿勢を見せたほうが良い。</u>
---	------	--

<補足説明>

- 市の管理職の登用については、組織の必要に応じて個人の適性や能力、状況等を見極めながら実施しており、性別による不平等な取り扱いが行っていない。また女性のみを対象とした人材育成研修もあるなど、人事行政の面で「機会の平等」は確保されていると考えている。
- しかしながら、育児休業の取得実績が女性職員に偏るなど、仕事と生活の両立の面での男女共同参画が社会全体として進んでいない現状があり、市では意識啓発や仕事と生活の両立支援を進めているが、現実的にはなかなか「結果の平等」につながりにくい状況である。
- 第3回小委員会では事務局から、上記のような点を踏まえて、女性職員の人材育成や登用を今後とも進めていく必要があるが、女性管理職の登用率を指標として「結果の平等」を数値管理していくことには現実的な側面から懸念があること、また、市の組織内部の指標を基本計画の指標にすることに疑問を持っていることを説明し、「指標としては掲げずに、女性職員の人材育成や能力活用、男女職員の意識啓発、仕事と生活の両立支援、政策決定への参画の促進等に努め、結果として、女性管理職の増加を目指す」旨を対応方針として提案した。
- その後、有馬委員より下線部分の意見をいただいたところである。

<対応方針>

- ご指摘への対応の方向性としては、以下のものが想定されます。

施策2) 政策・方針決定の場への共同参画の促進、本文中に

- 市の女性職員の人材育成や能力開発、男女が共に働きやすい職場環境づくりをすすめ、政策・方針決定に関与する職への登用を促進する。

という主旨の文章を追加する。

- こうした方向性での対応の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第7章 政策1 基本施策1『『選ばれる都市』を目指した質の高い市政運営』
について（P174）

<指摘事項>

追加①	金沢委員	7-1-1のタイトルを「住民が主人公」を実現する市政運営に変更する。 7-1-1《現状と課題》の文章を、下記のとおり全面改定する。
5	金沢委員	7-1-1《現状と課題》で、地域主権改革の進む中、財源の裏付けのないまま地方自治体に権限を移譲することが問題となっている。地方自治体にとっては財源確保が焦点となる。財政問題にも触れる必要がある。
追加②	金沢委員	7-1-1 施策2) 都市ブランドの確立 の主要事業として、「民間の公共的活動が育つための環境整備」を追加する。

<変更文案>

『地域主権』の進展に伴い、国から地方への権限委譲が進むことにより、住民に最も身近な基礎自治体の役割が強まることが予想されます。地域のことは地域に住む住民自らの判断と責任において取り組むことが可能となる中で、市政運営に市民の意見を反映させることは、ますます重要となっています。

しかし、国から地方への権限の委譲は、必ずしも財源移譲を伴ったものとはなっておらず、本市が実施する各施策に市民の意見を十分反映させるための財源が確保できないことが予測されます。

今後の財政運営には、不要不急の事業の見直し、市民要望の高い事業を優先するなどの市政運営を行うことが重要となっています。

また、安全や住民福祉の向上など地方自治体が本来の役割を果たすとともに、多様な市民要望に応え、協働のまちづくりを推進するためにも、民間非営利組織等による民間の公共的活動（新しい公共）を拡充することが求められています。

<補足説明>

- タイトル変更案の『『住民が主役』を実現する市政運営』については、6-1-1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり 及び 6-1-2 市民との情報共有の推進 でこれに近い概念を扱っており、7-1-1のタイトル及び内容をこの方向で改定した場合、記載内容が重複するものと考えられる。
- 《現状と課題》変更文案の「安全や住民福祉の向上など地方自治体が本来の役割を果たすとともに、多様な市民要望に応え、協働のまちづくりを推進するためにも、民間非営利組織等による民間の公共的活動（新しい公共）を拡充することが求められています。」というくだりは、6-1-1の施策につながる内容と考えられる。
- 施策2) 都市ブランドの確立 の主要事業として追加が提案されている「民間の公共的活動が育つための環境整備」については、6-1-1の施策1) 地域社会をはぐくむ市民活動の支援 の主要事業が、これにあたるものと考えられる。

- 《現状と課題》変更文案の「今後の財政運営には、不要不急の事業の見直し、市民要望の高い事業を優先するなどの市政運営を行うことが重要」というくだりについては、7-1-2 施策2) 行政改革の推進において、「行政評価（管理）システムの導入や市民ニーズを反映した施策・事業の実施、継続的な事務事業の見直し」等として述べている内容に近いものと考えられる。
- 素案に記載のある「選ばれる都市」については、人口減少時代を迎えて、住民がライフステージごとに住むまちを選ぶ傾向が強まる中、地方自治体は、例えば子育てに関するサービスを充実させることで子育て世代に選ばれるまちを目指すなど、行政サービスやまちづくりの質を向上させ、積極的に選ばれる魅力を備える必要があると考えられる。こうした意味での市政の質的向上を「選ばれる都市を目指した質の高い市政運営」というタイトル及び内容で表現したところであり、今後とも進めていくことが必要と考える。
- なお、「地域主権」については、昨年 11 月末、地域主権改革関連 3 法案の法案名および条文からこの名称を削除し、「地域の自主性及び自立性を高める改革（仮）」等の表現に言い換える旨の協議がなされていると報道されたことを受けて、本市の後期基本計画においても、国会等の動向を注視しながら、原案作成の際には表現を変更することを検討している。

<対応方針>

- ご指摘への対応の方向性としては、以下のものが想定されます。ご審議願います。
- ① 《現状と課題》の本文に、「市民の声を活かしながら地域の实情に合った市政を展開していくことが必要である」といった主旨の文章を追加する。
 - ② 7-1-1 施策 1) 地域主権に向けた取り組みの推進 の本文中に、権限移譲と併せて「権限に見合う財源移譲を求めていく」旨を記載する。
 - ③ 6-1-1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくりの《現状と課題》に、「市が基礎自治体としての本来の役割を果たす一方で、NPOや市民活動団体等が担い手となって、公共的・公益的な取り組みを実践していく機会を増やすことが求められている」といった記述を付け加える。

指摘事項は、審議会としての答申とはせず、委員の意見として意見集に掲載する。

■分野別計画第7章 政策1 基本施策2「自律的・効率的で透明性の高い行政運営」について（P176）

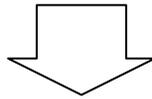
<指摘事項>

追加 ③	金沢委員	7-1-2《現状と課題》の8～11行目の文章を、以下のとおり変更する。
---------	------	-------------------------------------

<変更文案>

【変更前】

こうした状況の中、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、継続的な組織の見直しや職員の資質・能力の向上を図り、環境の変化に適切に対応した自律的な行政運営を進めるとともに、事務の合理化・効率化等、計画的な行政改革を推進し、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用することが必要です。



【変更後】

こうした状況の中、質の高い行政サービスを将来にわたって提供するためには、医療・介護・福祉など、住民の安全と命に関わる職員の行きすぎた削減をやめること、職員の資質・能力の向上を図るための組織の見直し、自治体の自己決定権を確保するための副市長・局長などの管理職体制の見直し、事務の合理化・効率化などを計画的に進めていくことが必要です。

<対応方針>

- ・ ご指摘への対応の方向性としては、以下のものが想定されます。ご審議願います。

質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、継続的な組織の見直しや計画的な行政改革が必要なため、文案の修正は行わない。

指摘事項は、審議会としての答申とはせず、委員の意見として意見集に掲載する。

■分野別計画第7章 政策1 基本施策3「安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立」
 について（P181）

<指摘事項>

10	金沢委員	7-1-3 施策1) 歳入の確保で、主要事業として「公金徴収の一元化の推進」が挙げられているが、銀行口座の差し押さえなどが含まれており、賛成できない。「多様な徴収方法の導入」で十分なのではないか。
----	------	--

<補足説明>

・ 「公金徴収の一元化」について

市では、納付者の公平・公正を維持すると同時に、市の貴重な財源を確保することを目的に、平成20年4月から税務部納税課内に債権回収対策室を組織し、公金徴収の一元化を実施している。

現在、下記の公金について一定条件のもと、債権回収対策室に徴収業務を移管し、専門の職員が財産の差押、公売、交付要求などを行っている。

《公金の範囲》

市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金、母子生活支援入所費負担金、養育医療費負担金、療育医療費負担金

・ 公金徴収一元化の背景とねらい

いくつもの公金を滞納している滞納者に対して、従来は各公金所管課がそれぞれに催告書の送付や臨戸訪問、滞納整理等を実施していた。一元化はこうした事務の効率化につながるるとともに、滞納者の立場から見ても、別々に催告書を送付されるよりも1枚の催告書に滞納分を列挙された方が、滞納状況を把握し納付計画を立てやすいという面がある。

また、市税以外の公金については、担当者が本来業務に追われており、並行して国税徴収法や地方税法をマスターして滞納整理を行うのは困難な状況がある。

このため、市税以外の公金の収入未済額が累積する傾向があり、平成21年度には市税の収入未済額が54億円、市税以外の公金分が58億円という状況であった。

・ 生活困窮者等への対応

債権回収対策室に移管されるケースについては、滞納者の立場に立って現在の生活状況などを丁寧に聞き、法に基づく納税の緩和措置を行っている。特に、生活困窮者等で、今後も資力の回復の見込みが難しいと判断した滞納者については、2年間で176件、1億8600万円の滞納処分の執行停止を行っている。

・ 一元化の実績

初年度の平成20年度は、公金滞納者660人、滞納額4億1000万円（公金2億3000万円、市税1億8000万円）を取り扱い、86%を処理（完納152件、差押335件、分納設定334件、執行停止65件）した結果、1億2500万円（公金6500万円、市税6000万円）を徴収した。

平成21年度は、公金滞納者1221人、滞納額6億1900万円（公金3億2800万円、市税2億9100万円）を取り扱い、76%を処理（完納243件、差押331件、執行停止111件）した

結果、1億8500万円（公金8900万円、市税9600万円）を徴収した。

また、債権回収対策室に移管することにより、公金所管課は現年分の徴収に専念できたため、どの公金についても現年分の徴収率が2～3ポイント向上している。

- 「多様な収納方法の導入」について

市では、口座振替やコンビニ収納など、公金収納方法の多様化を進めて、市民（納付者）の利便性の向上と公金収納率の向上に努めている。

しかしながら、これは現年分の徴収に関するものであり、悪質な滞納ケースをはじめとする過去の滞納分の整理には、直接は関係しないものと考えられる。

<対応方針>

- 市としては、貴重な財源を確保すると同時にきちんと納付している市民との公平・公正の観点からも公金徴収を進める責務があり、一元化により情報の集中と適切な権限の行使を行う必要があると考えています。ご指摘への対応の方向性としては、以下のものが想定されます。ご審議願います。

「公金徴収の一元化」を主要事業として掲げる（変更しない）。

指摘事項は、審議会としての答申とはせず、委員の意見として意見集に掲載する。

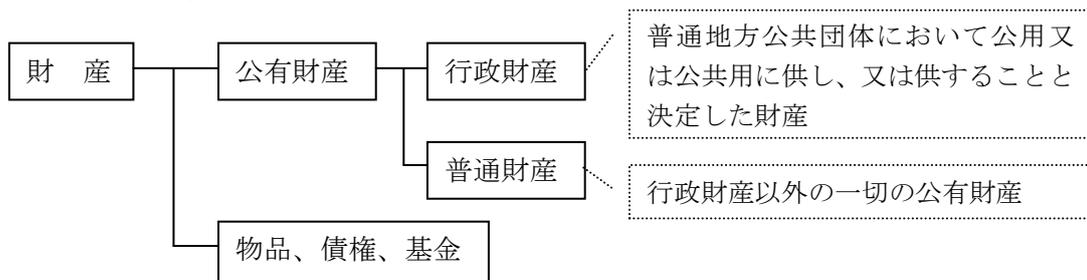
■分野別計画第7章 政策1 基本施策3「安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立」
について（P181）

<指摘事項>

11	金沢委員	7-1-3 施策2) 資源の効果的な活用で、主要事業として「市有財産の有効活用」が挙げられているが、危険である。具体的に何を意図しているのか、記載すべきである。
追加 ⑥	金沢委員	7-1-3 施策2) 資源の効果的な活用で、主要事業「市有財産の有効活用」については、「未利用地の活用や企業や団体に施設を貸し付ける場合の利用料の適正化」に変更する。

<補足説明>

- 「市有財産の有効活用」の内容については、施策2) 資産の効果的な活用の本文に、「未利用地の有効活用や売却、余裕がある施設の貸付など市有財産の活用を進めます」と記載している。
- 地方自治法第237条及び第238条に基づき、地方自治体の「財産」は以下のように整理される。



◆ 行政財産の貸付けについて

- 地方自治法第238条の4第2項に「行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」と規定されている。
- 平成18年の地方自治法改正により、上記の「次に掲げる場合」の範囲が拡大され、庁舎の空き床（事務事業などの用に現に使用していない部分）、敷地の余裕部分の貸付けが可能となった。本市では現在、この規定に基づく貸付を主に推進している。
- 具体的には、庁舎の空き床の貸付として、自動販売機の設置、コンビニエンスストアの設置を行っている。また、敷地の余裕部分としては、本庁舎駐車場の閉庁時の空き時間帯を“余裕”と捉えて駐車場として貸し付けているほか、JR 船橋駅前交通広場用地の事業開始までの期間を“余裕”と捉えてバイクの駐輪場として貸し付けている。
- 未利用地（普通財産）については、売却処分を進めている。

<対応方針>

- 市としては、財源確保を図るため市有財産の有効活用は推進する必要があると考えますが、本来の目的を阻害する営利活動を進める考えはありません。その旨を明確化する意味で、以下のような対応が考えられます。ご審議願います。

施策2)の本文に、「未利用地の有効活用や売却、《本来の用途や目的を妨げない範囲での》余裕がある施設の貸付など市有財産の活用を進めます」と追記する。

(主要事業については、文言が長くなりすぎることを避けるため、変更しない)
指摘事項は、審議会としての答申とはせず、委員の意見として意見集に掲載する。

■分野別計画第7章 政策2 基本施策1「広域的な連携の推進」について（P183）

<指摘事項>

12	金沢委員	7-2-1 施策2) 国や関係自治体との政策調整の推進で、本文中に「国・県事業の積極的な導入を図ります」とあるが、国・県事業の導入は多大な財政負担を伴う。船橋市には国・県の施設が多く、既に港湾や県道の整備などで負担を負っている。連携は必要だが、積極的な導入は不要ではないか。
----	------	---

<補足説明>

- 国・県事業（普通建設事業）に伴う市の負担金について
平成21年度決算における県営事業負担金は157,028千円。内訳は、都市計画道路関連が141,365千円、港湾関連が15,263千円、道路橋梁関係が400千円である。
国直轄事業負担金は存在しない。
- 国・県施設の例としては、県立公園、県立の高校や特別支援学校、交番、ジョブカフェ、パスポートセンター、ベンチャープラザ船橋、ボートパーク等様々なものがあり、市民や地元事業者が利益を受けている。上記の都市計画道路や港湾を除けば、地元の費用負担がないものが大半である。
- 船橋市は近隣自治体等に比べて国・県の施設が多い方とは言い難い状況であり、市としては、市民ニーズと費用対効果を勘案のうえ、今後とも積極的な導入を図っていくことが必要と考えている。
- なお、後段に「役割分担の明確化」と「役割分担に見合う財政措置」について記載しているように、市が一方的に財政負担を負うような事業の導入は考えていない。

<対応方針>

- ご指摘への対応としては、以下のようなものが想定されます。ご審議願います。

誤解を避けるため、施策2)本文中の「国・県事業の積極的な導入」を、「国・県が行う事業の積極的な導入」というように言葉を補足する。

指摘事項は、審議会としての答申とはせず、委員の意見として意見集に掲載する。

■リーディングプランについて（P20～29）

<指摘事項>

13	森田委員	各リーディングプランがある中で、船橋市として、選択と集中により何を優先的に行っていくのかを示す必要があるのではないか。
14	有馬委員	リーディングプラン（の定義）についての共通理解が必要だと思う。また、（リーディングプランを）ただ並列するのではなく、何が重要課題で何が最重要課題か示すほうが、理解しやすくなるのではないか。
15	河村委員	《横断分野と関連施策》が並びすぎ。実際にはこの中からさらに絞り込んでいくのだろうと思うが。

<補足説明>

○リーディングプランの考え方について

- ・分野別計画のすべての分野・施策は、今後9年間の中で着実に実施していく必要がある。ただし、その名称のとおり施策や取り組みは、「各分野別」に整理されている。
- ・一方、市民にとって重要性が高く、今後9年間で市が取り組むべき課題は、分野をまたがるような取り組みによって解決が求められているものが多い。
- ・リーディングプランは、このような今後力を入れていくべき課題を整理した結果に基づき、分野ごとの施策の相乗効果も視野に入れ、分野横断的に別の切り口から整理したものである。
- ・なお、各プランは船橋市として必需性の高い順に並べている。

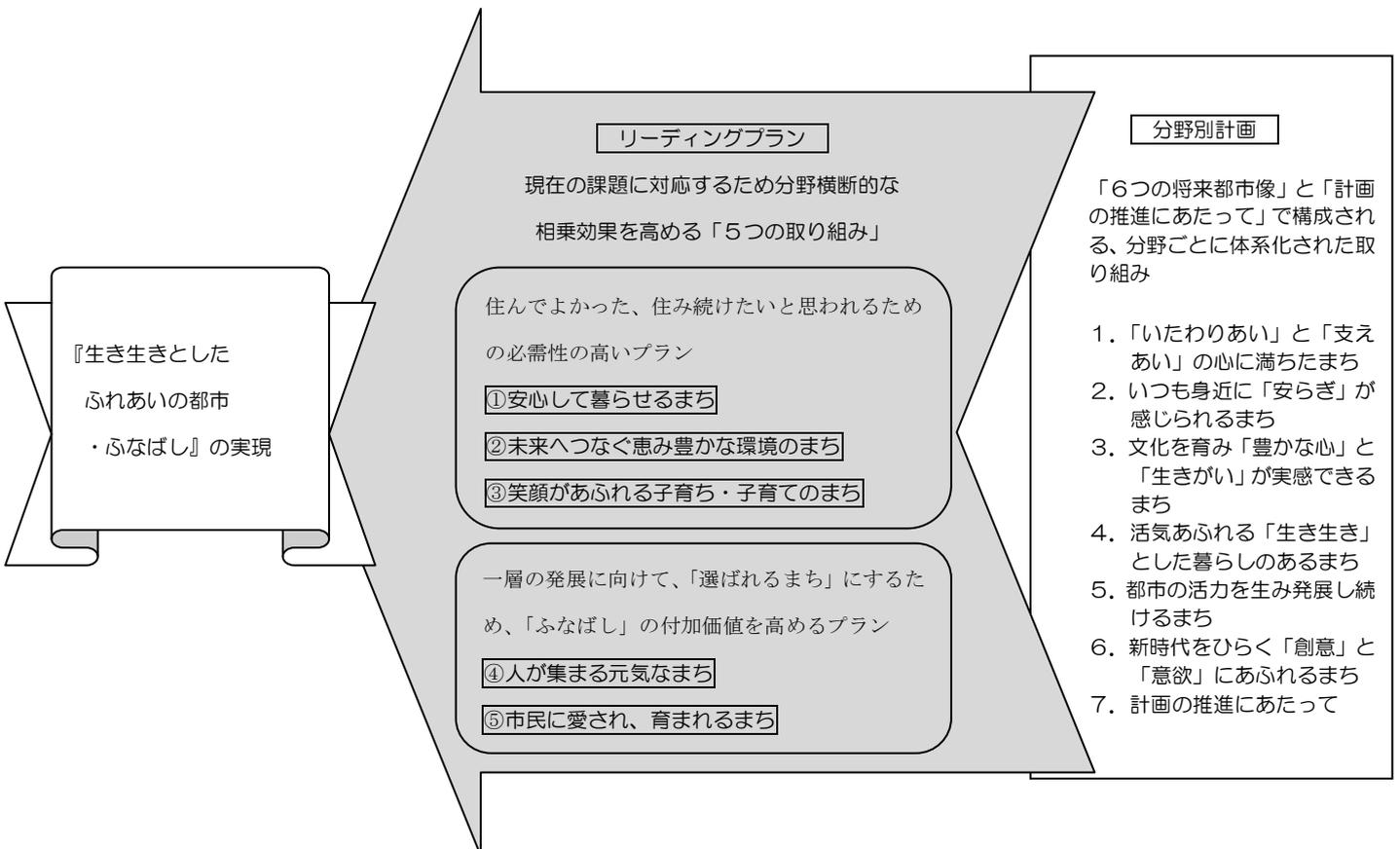
○選択と集中の考え方について

- ・9年間を通しての「一貫した」選択と集中として、基本計画上で絞り込みを行うことは、選択から漏れたものは、それを9年間やらないという誤解を受ける可能性があることから、庁内検討の過程で現在の内容となった。
- ・このため、選択と集中の手段としては、リーディングプランの実現に寄与する事業について、実施計画、事業査定、(予算の策定)の過程の中で積極的に位置づけ、これにより、リーディングプランの実現に向けた取り組みとして今年度は「〇〇と△△」をやりましょう、次年度は「◇◇と□□」をやりましょう、というように実施計画期間ごと、年度ごとに行っていくことを想定している。その際にはプランの実現に寄与することに加え、相乗効果が見込まれる組み合わせも検討の一つとする。
- ・以上から、リーディングプランの位置づけとその推進の考え方を整理すると、市民ニーズをもとに課題を整理した結果、その課題に対応した分野別計画の各施策の相乗効果を高めるため、今後9年間で特に力を入れていくものについての対応方針を示したものがリーディングプランであり、実際の個別具体的な事業レベルでの選択と集中については、計画期間中の年度ごとに、時代のニーズや社会経済情勢の中で図っていくものと考えている。

<対応方針>

上記を踏まえ、ご指摘への対応の方向性としては下記のようなことが想定されます。

- ・リーディングプランの冒頭に、
 - ①リーディングプランの位置づけと推進の考え方
 - ②プランの策定にあたり、市民アンケートでの意見が多かったもの、市民会議での提案などの例示と、それに基づき5つのプランを策定したこと、といったプランが導き出された経緯（アンケート結果等は各プランの下部に記載することも検討）。
 - ③5つのプランの概念図も加え、現代的な課題に対応し、分野別の施策の相乗効果を高めるのがリーディングプランであり、さらに、この5つのプランが相互に関連することで「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指す
こういった趣旨での記載を加える。
- ・答申書への記載としては以下の2つのいずれか、又は両方が想定されます
 - ①基本計画だけでは選択と集中が不十分であり、今後の具体的取り組みとなる実施計画等では図る必要がある旨を示す
(選択と集中が不十分であることのみを示す という選択肢も有り)
 - ②何に選択、集中すべきかについて、総合計画審議会としての意見を示す
- ・こうした方向性での対応の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。



■リーディングプランについて（P20～29）

<指摘事項>

18	武藤会長	5つのリーディングプランから、船橋をイメージできない。海や里山、東京湾の最奥部に位置するなどの地域性を出せないか。
19	河村委員	5つのリーディングプランをどのような視点で選んだかが見えてこない。「船橋市」を「日本」と読み替えても通用するように感じる。安心・安全が最重要課題なのは、全国共通ではないか。船橋市民の安全・安心を守るための特色が現れるようにした方が良い。
20	本木委員	リーディングプラン案は、市民アンケートや市民会議等を集約し、市民ニーズを踏まえて作られている。日本人全般のニーズと船橋市民のニーズが共通しているため、船橋市の固有性があまり出ていないのではないか。

<補足説明>

- ・今回提示した5つのプランは、ご指摘のとおり、様々な市民からの意見や課題提起を整理して作成したものであり、全国的なニーズと船橋市民としてのニーズが合致している面がある。
- ・特にプランの掲載順を必需性の高い順に並べているので、市民に普遍的なニーズが見られた前半のプランに関しては全国どこでも必要とされていることと合致している。
- ・一方、後半の市の付加価値を高めるプランにおいて、船橋市としての方向性を示すべく、「人が集まるまち」や、「市民に愛され育まれるまち」を示している。船橋市の地域特性を出すには、ここで対応する方法が考えられる。

<対応方針>

- ・答申書への記載としては以下の2つのいずれか、又は両方が想定されます
- ① 「プラン④人が集まる元気なまち」と「プラン⑤市民に愛され、育まれるまち」において、「船橋市としての特徴的な地域資源としての」歴史や文化、自然（海や緑や里山）を活用した取り組みや、都市ブランドに関する取り組みについて記載を充実させる必要がある旨を示す。
 - ② 船橋市の地域特性や個性について、総合計画審議会としての意見を示す。